

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方を支援します

国民健康保険傷病手当金

適用期間を12月31日まで延長します

国民健康保険の被保険者で、被用者である方が新型コロナウイルス感染症に罹患したことなどにより働くことができなくなった期間において傷病手当金の支給を行っています。

【対象者】次の①～③すべてを満たす方

①東久留米市国民健康保険の被保険者
②雇用契約に基づいて定期的に給与等の支払いを受けている被保険者（個人事業主などは対象外）

③新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱など感染の疑いによる療養のため働くことができず、給与等を受け取ることができない被保険者

【支給対象日数】働くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から働くことができなくなった期間
【支給額】直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×支給対象日数（上限あり）

申し込みは9月1日（火）～3年2月1日（月）に（消印有効）、市地場産農産物利用飲食店支援金専用ウェブページ、市産業政策課（市役所6階）、JA東京みらい、みらい東久留米新鮮館で取得できる申請書に必要事項を記入の上、〒203-8555、市産業政策課宛て郵送または直接同課へ。
詳しくは同課農政係 ☎470-7743へ。

東久留米市 地場産農産物利用飲食店支援金

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた市内の飲食店の販売拡大を目的に、市内の飲食店が利用する食料材料費のうち、「JA東京みらい」みらい東久留米新鮮館一で販売する市内産農産物の購入に係る経費の一部を支援します。

【給付額】10万円を上限とし、市内産農産物購入経費の5分の4

【申請要件等】食品衛生法等の飲食店営業許可を受けた市内の飲食店であること

東久留米市 事業継続支援金

感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者へ今後の事業の継続を支えるため、事業全般に広く使える支援金を支給します。

※国が実施する持続化給付金を受給した事業者は対象外です。

【給付額】①事業継続支援金 法人が30万円、個人事業主が15万円
②事業所等家賃支援金 10万円

①の対象要件

▼市内に登記上の本社・本店がある中小企業者または市内に住居登録をしている個人事業主であること

▼1月～9月末までの対象期間のうち、任意の月の売上が前年同月比20%以上50%未満減少した月があること

▼対象期間のうち、前年同月比50%以上減少した月がひと月もないこと

②の対象要件

件を満たす方の内、市内に事業所等を持ち、家賃を支払っていることを証明できる方
申し込みは9月1日（火）～10月30日（金）に、〒203-0052、幸町3ノ4ノ12、東久留米市商工会宛て郵送または直接提出を。
詳しくは同会 ☎471-7577 または市産業政策課 ☎470-7743へ。



市ホームページ 事業継続支援金 ページ

※給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

【適用期間】1月1日～12月31日の間で、療養のため働くことができない期間（ただし、入院が継続する場合などは最長1年6月まで）

【申請方法】原則郵送とし、申請書類が必要な方には、書類を郵送しますので市へお問い合わせください。

※申請には、医師の意見書と事業主の証明書が必要となります。
詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470-7733

中小企業者向け 経営相談窓口

新型コロナウイルス感染症の拡大により事業活動に影響を受けている中小企業者などを対象に、国や都の各種給付や補助事業、また、経営に関する無料の専門相談所を開設しています。完全予約制です。

【日時】3年1月15日（金）までの午前10時～午後4時

【会場】東久留米市商工会

【相談内容】国が実施する持続化給付金、家賃支援給付金、東京都が実施する家賃等支援金、その他の国や都等が実施する給付金・補助金、経営相談など

【対象】市内に店舗、事業所を構える中小企業および個人事業主など

【相談員】中小企業診断士

【費用】無料

申し込みと詳しくは東久留米市商工会 ☎471-7577へ。



国民年金

国民年金保険料の納付方法について

第1号被保険者が支払う令和2年度の国民年金保険料の金額は月額1万6540円です。なお、保険料をまとめて前納すると安くなります。

◎現金納付
日本年金機構から送られる納付書で納めます。
前納は「6か月」「1年」「2年」のほか、任意の月から年度末または翌年度末までの分を前納することも可能です。希望される場合は、年金事務所までご連絡ください。

支払いは、金融機関・郵便局・コンビニの窓口などで納められますが、30万円を超える場合は、コンビニでは納付できません。

◎口座振替
口座振替にすると納め忘れを防ぐことができます。

「前納」は、「1か月前納（早割）」「6か月」「1年」「2年」があります。口座振替の「2年前納」は割引率が最も高く、お得です。

3月で20歳になる方、国民年金に加入する方の前納手続きについては、事前に年金事務所にお問い合わせください。

◎クレジットカード納付
クレジットカードから継続的に納付する方法です。

前納は「6か月」「1年」「2年」があります。前納した場合の割引率は現金払いと同じです。

◎電子納付
インターネットバンキング、モバイルバンキングなどを利用して納付する方法です。

ご利用いただく場合は、あらかじめ利用される金融機関と契約を結ぶ必要があります。契約方法については、ご利用になる金融機関にお問い合わせください。

また、日本年金機構から送られる納付書が必要ですので、納付書がお手元にならないうちは、年金事務所までご連絡ください。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411へ。

東久留米市救急情報シートを ご活用ください

救急情報シートとは、かかりつけ医や服薬内容などの医療情報や緊急連絡先を記載し、自宅の冷蔵庫などに貼ることで、救急時に迅速に救急隊や医療関係者に情報提供できるようにするシートです。

市では、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活ができるよう、東久留米市救急情報シートを作成し、配布しています。ぜひ、ご活用ください。なお、過去に配布しているシートについても同様に使用できます。

【入手方法】次の窓口で配布します。

介護福祉課窓口（市役所1階）

東久留米市救急情報シート（表・裏）



東久留米市救急情報シート（表・裏）

救急情報シートとは、かかりつけ医や服薬内容などの医療情報や緊急連絡先を記載し、自宅の冷蔵庫などに貼ることで、救急時に迅速に救急隊や医療関係者に情報提供できるようにするシートです。

市では、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活ができるよう、東久留米市救急情報シートを作成し、配布しています。ぜひ、ご活用ください。なお、過去に配布しているシートについても同様に使用できます。

【入手方法】次の窓口で配布します。

介護福祉課窓口（市役所1階）

市営自転車等駐車場 随時登録申請を受け付けています

市では、今年度中の市営自転車等駐車場の定期利用を随時受け付けています。登録は利用状況により、空いている駐車場のみに受け付けます。

現在空きのある駐車場 東第2（左上図参照）

※自転車（1階・2階）、原動機付自転車（階）

自転車等駐車場の詳細については、市ホームページをご覧ください。

詳しくは管理課管理調整担当 ☎470-7764へ。



認知症介護者家族会」を開催します

「介護で疲れているのに、73・9996または8428・7788へ。」

「他の方はどうやって接しているのだろう」など、認知症の方を介護するご家族の方、日々の不安や心配事などを気軽に話してみませんか。対象の地域を確認の上、担当の地域包括支援センターに申し込みをしてご参加ください（奇数月に定期開催しています）。

【参加費】無料（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、茶菓子などの提供は中止します）

◎東部地域に居住の方
【対象】上の原・神宝町・金山町・水川台・大門町・東本町・新川町・浅間町・小山
【日時】9月15日（火）午後1時15分～2時45分
【会場】東部地域センター会議室2

申し込みと詳しくは東部地域包括支援センター ☎472-0661へ。

◎西部地域に居住の方
【対象】前沢四・五丁目、滝山・野火止・八幡町・柳窪・弥生・下里
【日時】9月28日（月）午後1時15分～2時半
【会場】西部地域センター講習室2

申し込みと詳しくは西部地域包括支援センター ☎472-0661へ。